

事務連絡
平成 27 年 12 月 8 日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市 |

 民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局総務課

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について

感染性胃腸炎の患者発生が、例年、12月中旬頃にピークとなる傾向があることや、これまで検出例が少ない遺伝子型（GⅡ.17）のノロウイルスによる感染性胃腸炎の流行が拡大する可能性に加えて、ノロウイルス GⅡ.17 については、これまでの流行の主体であったノロウイルス GⅡ.4 と比較して、現在市中で使用されているノロウイルス迅速診断検査キット（IC キット）による検出感度が低いことから、ノロウイルスによる感染症と診断されず感染予防対策の遅れにつながる恐れがあることなど注意が必要なことを受け、別添のとおり、平成 27 年 10 月 23 日付事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課連名）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図り、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウイルスに関する Q&A」を参考に、所管の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。